

令和6年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利

15番 宮澤芳雄

17番 向後悦世

19番 木内欽市

16番 伊藤房代

18番 景山岩三郎

20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 向後依明

行政改革
推進課長 椎名実

企画政策課長 柴栄男

税務課長 榎澤茂

環境課長 高根浩司

健康づくり
課長 飯島正寛

子育て支援
課長 八馬祥子

商工観光課長 大八木利武

建設課長 齊藤孝一

会計管理者 小澤隆

上下水道課長 多田一徳

生涯学習課長 江波戸政和

監査委員
事務局長 杉本芳正

副市長 飯島茂

秘書広報課長 寺嶋和志

総務課長 山崎剛成

財政課長 池田勝紀

市民生活課長 齋藤邦博

保険年金課長 高野久

社会福祉課長 向後利胤

高齢者福祉
課長 椎名隆

農水産課長 伊藤弘行

都市整備課長 飯島和則

消防長 常世田昌也

教育総務課長 向後稔

スポーツ振興
課長 金杉高春

農業委員
事務局長 戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 黒柳雅弘

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和6年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

12番、林晴道議員、13番、宮内保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月23日までの21日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月23日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第16号までの16議案であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長(飯嶋正利) 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第16号までの16議案を一括上程いたします。

議案第1号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 10 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 11 号 指定管理者の指定について
(旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園)
- 議案第 12 号 指定管理者の指定について
(道の駅 季楽里あさひ)
- 議案第 13 号 指定管理者の指定について
(旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園)
- 議案第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 15 号 専決処分の承認について
(令和 6 年度旭市一般会計補正予算)
- 議案第 16 号 専決処分の承認について
(旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例)
-

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 6 年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

それでは、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 3 億 6,000 万円を追加し、予算の総額を 346 億 4,300 万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、道の駅季楽里あさひの施設使用料について令和7年4月に指定管理期間を更新するに当たり、所要の改正を行うものであります。

2点目の改正といたしまして、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等において証明書を交付する手数料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、中央第二保育所とゆたか保育所を統合し、新たに「ふたば保育所」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、萬歳小学校、中和小学校、古城小学校を統合し、新たに「ひかた椿小学校」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の減少に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第11号から議案第13号までは、指定管理者の指定についてでありまして、議案第11号は、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者を、議案第12号は、道の駅季楽里あさひの指定管理者を、議案第13号は、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和7年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、加瀬多喜男氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第15号及び議案第16号は、専決処分の承認についてであります。

議案第15号は、令和6年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、衆議院の解散に伴う選挙執行費用の専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第16号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、医療保険各法が一部改正され、健康保険証の新規発行が終了することなどに伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

次に、総合戦略について申し上げます。

第3期総合戦略の骨子については、9月27日の議会全員協議会にて説明を行い、また、10月に開催した地域意見交換会で説明し、市民の皆様からご意見等を伺ったところです。

現在は、この骨子をさらに具体化させるため、基本目標の達成に向けた必要な施策について全庁を挙げて検討を進めております。

今後は、皆様からいただいた意見やこれまでの検証と総合戦略推進委員会での協議を踏まえ、素案を作成し、議会に説明させていただくとともにパブリックコメントを行い、年度内の策定を目指してまいります。

続いて、国土強靱化地域計画について申し上げます。

第3期総合戦略と一体をなす国土強靱化地域計画については、脆弱性評価を実施し、現在結果の取りまとめを行っているところです。

策定に当たりましては、専門的見地からご意見をいただくため、学識経験者や県の職員、市民などで構成される旭市国土強靱化地域計画検討委員会を設置し、検討を進めていく予定です。

今後は、脆弱性評価の結果や達成状況の検証を踏まえ、必要な改訂を行った上で、検討委員会や議会の皆様に説明させていただくとともに、第3期総合戦略と同様にパブリックコメントを行い、年度内の策定を目指してまいります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金については、10月末日現在で941件、9,410万円を給付いたしました。また、18歳以下の児童を扶養している場合、1人につき5万円を加算して給付することも加算分については、175名分の875万円を給付いたしました。

次に、物価高騰対策家計応援商品券について申し上げます。

本市独自の支援策として配付している物価高騰対策家計応援商品券の利用状況は、11月20

日現在 1 億2,006万9,000円、利用店舗数は203店舗です。使用期限は12月末までとなっておりますので、広報紙やホームページなどで周知を行っているところです。

定額減税調整給付金給付事業については、11月15日に受付を終了し、1万1,681名、4億8,158万円を給付いたしました。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

市の財政状況や主要事業、第3期総合戦略骨子について各地区の役員の皆様に説明し、直接話し合うための地域意見交換会を10月21日に総合体育館で、23日には海上公民館で開催し、合わせて69区、185名の参加をいただきました。当日いただいたご意見やご提案につきましては、検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

水田農業については、公益社団法人中央畜産会が主催する全国優良畜産経営管理技術発表会におきまして、本市が積極的に推進している飼料用米の取り組みが認められ、特別賞を受賞しました。この受賞を契機に、引き続き飼料用米の取り組みを推進してまいります。

産業まつり、あさひオータムジャンボリーは、11月10日に旭文化の杜公園で開催いたしました。当日は天候に恵まれ、ステージイベントや旭が誇る食を生かした飲食店をはじめ、農畜水産物や商工業製品の展示販売など、多くの方に楽しんでいただくことができました。実行委員会をはじめ運営にご協力いただいた皆様に、改めて感謝を申し上げます。

畜産については、10月22日に近隣市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認され、全国的に発生リスクが高まっていることから、今後も千葉県と連携し、各農場における防疫対策の徹底を働きかけてまいります。

次に、海業の推進について申し上げます。

海業については、10月3日に第1回海業推進地域協議会を開催いたしました。飯岡漁港周辺の地域資源を活用したにぎわいの創出など活発な意見交換が行われ、多くのご提案をいただきました。第2回の海業推進地域協議会は、来年1月17日の開催を予定しています。

次に、観光の振興について申し上げます。

観光イベントについては、例年7月の最終土曜日に開催されていた旭市いいおかYOU・遊フェスティバル海浜花火大会を来場者やスタッフの熱中症対策のため、10月5日に開催いたしました。当日は、雨天にもかかわらず多くの方が来場し、「日本で1番近くから観られ

る花火大会」の迫力を存分に楽しんでいただきました。

また、冬期の観光については、旭市の冬の風物詩として定着している「飯岡灯台 恋するライトアップ」を12月1日から来年2月28日まで実施するとともに、海上公民館前の広場では、商工会青年部による「スターライトファンタジー」を12月1日から12月31日まで開催する予定です。

今後も関係団体と連携して、観光素材を生かした魅力あるイベントを積極的に展開し、観光振興による市の活性化につなげてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルを10月20日に、パークゴルフあさひスポフェスカップを11月3日にそれぞれ開催し、子どもから大人まで大勢の方にスポーツを楽しんでいただきました。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿は、11月11日から14日までの4日間実施され、本市の魅力を発信するとともに、パラスポーツの普及や共生社会への理解を深めることができました。

また、ぼるぼろは、11月24日に本年度3回目となるイベントを開催し、多くの方に海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことができました。

冬のスポーツイベントである旭市民駅伝大会は、12月15日に東総運動場で、旭市飯岡しおさいマラソン大会は、来年2月2日にしおさいスタジアムをメイン会場に開催されますので、皆様のご声援をお願いいたします。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

中央第二、ゆたか保育所の統合については、統合保育所として旭市立ふたば保育所を設置するため、関連議案を本定例会に提出し審議をお願いしております。なお、統合保育所建設工事については順調に進捗しており、現在、内装工事を実施しているところです。

ファミリー・サポート・センター事業については、11月1日から事業を開始いたしました。現在、会員の募集を行うとともに、入会説明会や子育てのお手伝いをする提供会員向けの子育てサポート講習を開催しております。

病児保育事業については、病气中の児童及び病気の回復期にある病後の児童を受け入れる病児・病後児保育施設をイオンタウン旭に新たに開設し、11月29日に事業を開始いたしました。

今後も、さらなる子育て支援の充実のため、鋭意取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

干潟地域の小学校再編については、統合小学校として旭市立ひかた椿小学校を設置するため、関連議案を本定例会に提出し審議をお願いしております。なお、統合小学校として活用する古城小学校の校舎及び屋内運動場大規模改造工事の実施設計業務委託については、11月6日に契約を締結し、来年の5月完了を目指し業務を進めてまいります。

また、海上地域の小学校再編については、小学校ごとに地域検討会議を4回開催し、各地区の区長、PTA役員及び保護者などから、統合に向けて様々な意見や要望を伺っているところであります。今後も十分な説明を行いながら、合意形成に向けて取り組んでまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

旭市子ども書道大会は、小学校3年生から6年生を対象として12月1日に開催しました。書き初め講座では、講師の指導に熱心に耳を傾けながら作品を書き上げ、自らが選んだ文字で記念のカレンダー作成に取り組むなど、書道への関心と普及につながる事業となりました。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、10月5日に収穫祭を開催いたしました。当日は市内外から113名の参加があり、サツマイモ掘り体験や長部地区によるおはやしの披露、特産品が当たる抽せん会などを行うとともに、収穫したお米を持ち帰りいただき、好評のうちに都市住民との交流を深めることができました。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路については、3期区間の道路設計案を基に、旭市区間の計画予定地の所有者等を対象とした説明会が10月3日から10月10日において、計7回開催されました。

今後は必要な土地の面積を確定するため、現地において所有者立合いの下、境界確認や測量を実施する予定であるとのことでした。

次に、市道の整備について申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業、飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線と接続する交差点部及び飯岡中学校南側の交差点部の工事に着手いたしました。これにより、県道飯岡片貝線から国道126号までの区間が来年3月に完成する予定です。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動は、市内全域で一斉に9月29日に実施いたしました。各区や自治会から合わせて6,068名の参加があり、集められたごみの総重量は9,170キログラムでありました。

引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、

地域ぐるみで自然環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については順調に進捗しており、現在、建物内部の設備工事等を実施しております。

今後も工事の適切な進捗管理に努め、令和7年4月の開庁に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

イオンタウン旭の南側に、市内介護事業者が運営する広域型特別養護老人ホームが12月1日に開所しました。施設は全室個室で80床を有し、令和4年に先行開所したデイ・サービスと合わせて、市内介護サービス基盤のさらなる充実に寄与することを期待しております。

今後も、みらいあさひが目指す地域とともに、楽しく健康になるための多世代交流拠点づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、CCDプロジェクトについて申し上げます。

厚生労働省とスポーツ庁が主催する第13回「健康寿命をのばそう！アワード」におきまして、本市で取り組んでいる「市役所から市民に広がる健康づくり～官民学連携で進める糖尿病予防プロジェクト～」が、厚生労働省健康・生活衛生局長優良賞を受賞しました。

この受賞を契機に、さらに多くの市民の皆様はCCDプロジェクトの取り組みを知っていただき、健康のために無理なくできることから実践していただきたいと考えております。

次に、旭市20周年記念事業について申し上げます。

旭市は、令和7年7月1日に誕生から20周年を迎えます。令和7年度は、様々な20周年記念事業を実施する予定で検討を進めております。現在、情報発信に活用するロゴマークやキャッチフレーズの募集を行っているところです。

今後、市の封筒や各イベントのチラシ、ポスターなどに掲載することで事業を広く周知するとともに、旭市のPRに結びつけてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明

○議長（飯嶋正利） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 6 号、議案第 15 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 6,000 万円を追加し、予算の総額を 346 億 4,300 万円とするものです。

少し飛びまして、9 ページをお願いします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10 款 1 項 1 目地方交付税 338 万 4,000 円の増は、右側説明欄 1、普通交付税の増で、普通交付税の留保分を今回の補正財源として計上するものです。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 5,764 万 2,000 円の増は、説明欄 1、児童手当負担金によるもので、今回補正を予定しております児童手当給付事業に対する国の負担金で、制度改正に伴い、国の負担が増えたため増となるものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金 1,591 万円の増は、説明欄 1、個人番号カード交付事務費補助金によるものです。今回の補正で増額を予定しております庁舎管理費と住民基本台帳事務費に対する国の補助金となります。

2 目民生費国庫補助金 511 万 8,000 円の増は、説明欄 1、子ども・子育て支援交付金です。こちらは、今回の補正で増額を予定しております庁舎管理費と電算システム運用事業に対する国の補助金となります。

10 ページをお願いします。

3 項 2 目民生費委託金 38 万 1,000 円の増は、説明欄 1、国民年金事務費交付金によるもので、人件費の補正を予定しております。国民年金事務費に対する国の委託金となります。

15 款 1 項 1 目民生費県負担金 2,131 万 3,000 円の減は、説明欄 1、児童手当負担金によるもので、今回補正を予定しております児童手当給付事業に対する県の負担金です。先ほど国の

負担金で説明しましたとおり、制度改正に伴い国の負担が増えたことにより県の負担が減ったため、減となるものです。

2項2目民生費県補助金127万9,000円の増は、説明欄1、子ども・子育て支援交付金です。こちらは、今回の補正で増額を予定しております庁舎管理費と電算システム運用事業に対する県の補助金となります。

17款1項1目総務費寄附金8,700万円の増は、説明欄1、ふるさと応援寄附金によるもので、寄附額の増加が見込まれるため増額するものです。

11ページをお願いします。

18款2項1目財政調整基金繰入金2億1,059万9,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

以上で歳入の説明は終わりました、続いて歳出について説明いたします。

今回の補正では、人事院勧告を踏まえた議員の期末手当や一般職の人件費の補正がございしますが、まず、歳出では人件費以外の事業について説明させていただきまして、人事院勧告を踏まえた人件費の補正につきましては、後ほど、給与費明細書で説明させていただきます。

12ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費の説明欄2、庁舎管理費1,003万2,000円は、本庁舎1階にマイナンバーカード交付・更新に係る受付カウンター設置と、こども家庭センターの開設に伴う本庁舎2階のレイアウト変更に係る経費を補正するものです。

13ページをお願いします。

7目企画費1億3,058万1,000円の増は、右側にあります説明欄1、ふるさと応援寄附推進事業4,358万1,000円と説明欄2、ふるさと応援基金積立金8,700万円によるもので、ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、ふるさと応援寄附推進事業では返礼品等に係る経費について、ふるさと応援基金積立金では基金に積み立てる寄附金の額について、それぞれ増額するものです。

8目電子計算費356万2,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業によるもので、こども家庭センターの開設準備としての事務用端末機器の購入に要する費用を補正するものです。

14ページをお願いします。中段のほうになります。

11目諸費5,840万8,000円の増は、右側になります説明欄1、国庫支出金等返還費によるもので、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金を補正するものです。

15ページをお願いいたします。右下のほうになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄2、住民基本台帳事務費1,012万8,000円の増は、マイナンバーカード交付・更新に係る受付業務の委託に要する経費と、申請書自動作成支援システムの導入・運用経費を補正するものです。

少し飛びまして、20ページをお願いします。中段になります。

3款3項3目児童措置費640万5,000円の増は、右側説明欄1、児童手当給付事業によるもので、本年10月の制度改正に伴い、第3子以降加算のカウント対象が拡充されたことから、第3子以降加算対象分を増額するものです。

左右中ほど補正額の財源内訳の欄をご覧ください。

先ほど歳入でも申し上げましたが、制度改正に伴い国の負担が増え、県と市の負担が減ることとなったことから、財源内訳を変更しております。

以上で歳出の説明を終わりにして、続いて人件費について説明いたします。

少し飛びまして、32ページをお願いします。

給与費明細書です。

1、特別職の表です。表の下の方、比較の行をご覧ください。

特別職につきましては、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げることによる影響で、議員につきましては、期末手当79万2,000円の増となっております。

33ページをお願いします。

2、一般職、(1)総括の表です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

人事院勧告を踏まえた今回の補正で、会計年度任用職員を含む一般職の合計は1億4,009万2,000円の増となっております。

34ページをお願いします。

2、一般職のうち、ア、会計年度任用職員以外の職員です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額の上上げと期末・勤勉手当の0.1月分の上上げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、会計年度任用職員以外の一般職の合計は8,049万4,000円の増となっております。

35ページをお願いします。

続いて、2、一般職のうち、イ、会計年度任用職員です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額の上上げと、期末・勤勉手当の0.1月分の引上げによる影響額により、会計年度任用職員の合計は5,959万8,000円の増となっております。

給与費明細書については以上です。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の内容は大きく分けて2点ございます。

1点目の改正は、道の駅季楽里あさひに関する使用料の改正でありまして、平成27年の供用開始以来、全面的な使用料の見直しを行っておりませんでした。令和7年4月からの指定管理期間の更新に当たり、改正を行うものです。

改正内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いします。タブレットの新旧対照表17ページをお願いします。左が現行、右が改正案となっております。

上段の表の区分の欄と、金額の欄をご覧ください。

農水産物等販売施設につきましては、現在は固定額として平米当たり500円と、販売額に100分の5を乗じて得た額としておりましたが、固定額を600円とし、販売額の乗率を100分の30とします。

飲食提供施設につきましては、固定額を23万2,500円から43万6,500円とします。

加工施設及び会議室につきましては、300円から400円とします。

テナントスペースにつきましては1から3までございますが、1については固定額を11万8,600円から13万500円、2については固定額を4万5,400円から5万1,800円、3については固定額を1万7,000円から2万4,800円とします。

イベント広場及び芝生広場につきましては、固定額を500円から600円とします。

なお、使用料は市が定める料金であり、指定管理者は本使用料の範囲内において市長の承認を得て、別途利用料を定めることができます。

次に2点目の改正ですが、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等において住民票の写し等を交付する、いわゆるコンビニ交付について、その利用をさらに促進し、市民の利便性の向上や庁舎窓口の混雑緩和による行政サービスの効率化など、自治体DXを

推進するため、手数料の額を見直すことに伴い必要な改正を行うものでございます。

引き続き、新旧対照表、タブレットの17ページをお願いします。

下段の表の手数料の種類の欄と、金額の欄をご覧ください。

改正の内容としましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による交付の場合は、所得に関する証明から印鑑登録証明、住民票の記載事項の証明、住民票の写しの交付、18ページをお願いします。

一番上の戸籍の付票の写しの交付までは、1件につき300円を200円に引き下げ、次の表の戸籍の謄・抄本又は戸籍証明書の交付については、1通につき450円を350円に引き下げるものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日とするものです。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

さらに引き続きまして、議案第15号、専決処分の承認について説明を申し上げます。令和6年度旭市一般会計補正予算（第4号）です。

この補正予算は、去る10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、10月9日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

なお、財源につきましては、全額、県支出金としたところです。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を342億8,300万円としたものであります。

少し飛びまして、9ページをお願いします。

歳入になります。15款3項1目総務費委託金として2,800万円を計上いたしました。

10ページをお願いします。

こちらは歳出です。2款4項3目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新規に設定し2,800万円を計上したものであります。

主な内容は、投票管理者等への報酬、投・開票事務従事者等への職員手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料などです。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号から議案第5号までと議案第10号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 山崎剛成 登壇)

○総務課長(山崎剛成) 議案第2号から議案第5号及び議案第10号の5議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号から議案第5号までは、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定が主なものでありまして、関連しておりますので、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

説明のほうは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。新旧対照表の2ページをお願いいたします。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当の支給率を改定するもので、令和6年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の225から100分の235に改め、100分の10引き上げるものです。

これにより、年間支給率は100分の450から100分の460となります。

次に、新旧対照表3ページをお願いいたします。

改正条例の第2条は、ただいまの第1条関係と同じく、現行条例第5条における期末手当の改定でありまして、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期及び12月期ともに100分の230に改め、年間支給率を100分の460とするものです。

なお、条例の施行期日は公布の日とし、第1条関係については令和6年12月1日から、第2条関係については令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、新旧対照表4ページをお願いいたします。

議案第3号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第2号と同様に期末手当の支給率を改定するもので、改正内容も議案第2号と同様のものとなります。

続きまして、議案第4号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。新旧対照表の6ページをお願いいたします。

こちらは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末・勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものでございます。

まず、改正条例の第1条関係です。

現行条例第24条関係は期末手当を改正するもので、第2項各号列記以外の部分中、常勤職

員における令和6年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の122.5から100分の127.5に改め、100分の5引き上げるものです。

第3項は、再任用職員における令和6年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の68.75から100分の71.25に改め、100分の2.5引き上げるものです。

続いて、現行条例第27条関係は勤勉手当を改正するもので、第2項第1号中、常勤職員における令和6年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の102.5から100分の107.5に改め、100分の5引き上げるものです。

同項第2号は、再任用職員における令和6年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の48.75から100分の51.25に改め、100分の2.5引き上げるものです。

これにより、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は100分の450から100分の460となり、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は100分の235から100分の240となります。

6ページからの別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額に重点を置いた引上げを行うものでございます。

新旧対照表11ページをお願いいたします。

改正条例第2条関係は、令和7年度以降の期末・勤勉手当について、常勤職員及び再任用職員ともに6月期と12月期の支給率を平準化するものでございます。

続いて、12ページ、13ページの改正条例の第3条及び第4条関係は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

本条例における任期付職員とは、弁護士等といった高度の専門的な知識・経験を有する職員で、現在本市においては、このような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改定を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日とし、改正条例第1条及び第3条関係中、給料表の改定については令和6年4月1日から、期末・勤勉手当の支給率については令和6年12月1日から適用し、令和7年度以降を規定する改正条例第2条及び第4条関係については、令和7年4月1日から適用するものです。

続きまして、議案第5号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の14ページをお願いいたします。

こちらは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の給料表の改定を行うものでございます。

別表第1の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員の相当額に引上げを行うものでございます。

また、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率についても、一般職と同様に、現行の100分の450から100分の460に引き上げられますが、会計年度任用職員における期末・勤勉手当の支給については一般職の条例を準用しますので、本条例における改正はございません。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、給料表の改定関係については令和6年4月1日から適用するものです。

以上で、議案第2号から議案第5号までの4議案の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

この協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である布施学校組合が令和7年3月31日に解散するため、同組合を組織する団体数の減少に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表の22ページをご覧ください。

今回の改正は別表のみの改正であり、今申し上げました布施学校組合について、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各事務を共同処理する団体から、ともに削除するものです。

なお、別表第2の共同処理する事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償等、第4号は学校医等の公務災害補償、第11号は公平委員会に関する事務についてであります。

また、附則においては、本規約の施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第7号、議案第16号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは初めに、議案第7号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市が進める公立保育所の再編により、旭市立中央第二保育所と旭市立ゆたか保育所を統合する新しい保育所を令和7年4月に開所するため、旭市立保育所条例について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

第2条別表中、現行の「旭市立中央第二保育所」の項及び「旭市立ゆたか保育所」の項を削り、同表中に「旭市立ふたば保育所」の項を加えるものです。

位置につきましては、旭市ニの5127番地8です。

施行日は令和7年4月1日からとなります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、医療保険各法が一部改正され、本年12月2日から健康保険証の新規発行が終了することに伴い、専決処分により制定した旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表の23ページをご覧ください。

第7条につきましては助成の方法について定めるもので、受給資格者が受診の際に、交付を受けた受給券とともに被保険者証を保険医療機関等に提示するものと規定しておりましたが、健康保険証の新規発行が終了することに伴い、規定から削るものです。

第8条につきましては、届出の義務について定めるもので、受給資格者は申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならないとし、こちらも健康保険証の新規発行が

終了することに伴い、規定を整理したものであります。

その他の改正としましては、第2条になりますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、条例中で引用する同法の規定の条項について、所要の改正を行うものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 向後 稔 登壇）

○教育総務課長（向後 稔） 議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案の2ページをご覧ください。

本議案につきましては、干潟地域小学校の3校統合に伴いまして本条例第2条の表中、「旭市立萬歳小学校」、「旭市立中和小学校」、「旭市立古城小学校」の3校を統合して、新しい学校の名称を「旭市立ひかた椿小学校」とするものです。

位置につきましては、現在の古城小学校の旭市鎭木2699番地となります。

なお、附則の施行期日につきましては、統合小学校の開校予定となる令和9年4月1日とするものであります。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 議案第9号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準について、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準についても、大腸菌数に係る基準に改正することとなったものです。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長 大八木利武 登壇)

○商工観光課長（大八木利武） 議案第11号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

議案の2ページ及び参考資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる施設については、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園で、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行いました。

その結果、2者より応募があり、去る8月20日に市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査をいたしました。

審査の結果、千葉市美浜区高洲3丁目11番3号、株式会社塚原緑地研究所、代表取締役、塚原道夫が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 柴 栄男 登壇)

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第12号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

道の駅季楽里あさひは、平成27年の設立時から、市が約70%を出資し、設立した株式会社季楽里あさひが指定管理者として施設の管理運営を受託し、良好な施設管理及び経営を実施してきました。

そのため、次期指定管理期間においても、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、公募を行わず、指定管理者候補者の選定を行いました。

選定に係る審査の結果、千葉県旭市イの5238番地、株式会社季楽里あさひ、代表取締役、米本弥一郎が指定管理者候補者として適当であると認められるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 江波戸政和 登壇）

○生涯学習課長（江波戸政和） 議案第13号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいたしました。

審査の結果、千葉市美浜区高洲3丁目11番3号、株式会社塚原緑地研究所、代表取締役、塚原道夫が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第14号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和7年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第14号で推薦したい方は、旭市後草にお住まいの加瀬多喜男氏、昭和27年生まれの方です。

加瀬多喜男氏は平成31年から人権擁護委員として積極的に活動されており、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当す

る事項はありません。

なお、委員の任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は12月9日の定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時26分